

徳島県告示第九十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美馬市脇町字北星八の四、二四の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため